

社会福祉法人つぼみ会  
理事 監事 報酬規程

本規程は、定款第二三条の規定により、理事・監事の報酬を定めるものである。

(定義)

第一条 この規程に基づいて報酬を支給する役員は、常勤役員とする。但し、理事長が特に必要と認めた役員に対し、非常勤役員等としての職務執行の対価として、法人が役員報酬を支給することができる。

(役員報酬の総額)

第二条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 4,000 万円以内とする。

第三条 この法人の全監事の報酬総額は、年間 60 万円以内とする。

(役員報酬の額)

第四条 役員の報酬月額は、別表 1 の基準額表に定めるとおりとし、評議員会において決定する。

(非常勤役員等の報酬)

第五条 非常勤理事及び非常勤監事が理事会、評議員会への出席その他理事又は監事の職務を行ったとき出席の理事と監事に対して、以下の額を報酬として支払う。

1 回につき 12,000円

2 理事会への報酬支払いの際には、法定所得税を預かるものとする。

3 支払い方法は、その月の合計金額を翌月 10 日までに支払うこととする。

(監事監査 報酬額)

第六条 監事監査に出席した監事に対して、以下の額を報酬として支払う。

1 日 12,000円

2 報酬支払いの際には、法定所得税を預かるものとする。

3 支払い方法は、その月の合計金額を翌月 10 日までに支払うこととする。

(当法人職員給与との併給)

第七条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している理事に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

1. この規程は平成30年4月1日から施行する。
2. この規程は令和3年4月1日から施行する。
3. この規定は令和5年9月1日から施行する。

社会福祉法人つばみ会定款

(役員の報酬等)

第二三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

別表1 役員報酬基準額表 (年俸月額)

1	300,000円	26	1,800,000円
2	400,000円	27	1,850,000円
3	500,000円	28	1,900,000円
4	600,000円	29	1,950,000円
5	700,000円	30	2,000,000円
6	800,000円	31	2,050,000円
7	850,000円	32	2,100,000円
8	900,000円	33	2,150,000円
9	950,000円	34	2,200,000円
10	1,000,000円	35	2,250,000円
11	1,050,000円	36	2,300,000円
12	1,100,000円	37	2,350,000円
13	1,150,000円	38	2,400,000円
14	1,200,000円	39	2,450,000円
15	1,250,000円	40	2,500,000円
16	1,300,000円	41	2,550,000円
17	1,350,000円	42	2,600,000円
18	1,400,000円	43	2,650,000円
19	1,450,000円	44	2,700,000円
20	1,500,000円	45	2,750,000円
21	1,550,000円	46	2,800,000円
22	1,600,000円	47	2,850,000円
23	1,650,000円	48	2,900,000円
24	1,700,000円	49	2,950,000円
25	1,750,000円	50	3,000,000円